解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十月二十八日開催の臨時社員総会の決議並びに秋田県知事の認可により平成三十年一月二十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

秋田県大仙市戸蒔字谷地添七一番地一

医療法人吉村クリニック

清算人　吉村　総一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十一月二日開催の社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により平成三十年三月二十八日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

静岡県沼津市下香貫字島郷二七七三―一

医療法人社団慶信会

清算人　井上　慶三

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十二月二十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

京都府宇治市南陵町二丁目一番地の三二

宗教法人神隨教会

清算人　髙谷　佳子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年八月三十一日開催の社員総会の決議並びに兵庫県知事の認可により、平成三十年三月五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

神戸市兵庫区夢野町三丁目一〇番一四号

医療法人社団佑生会平松歯科医院

清算人　平松　建司

解散公告（第三回）

当組合は、平成三十年四月三十日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月三十日

佐賀県伊万里市松浦町山形七六八五番地四

農事組合法人伊万里新幸農園

清算人　渡邊　隆夫

第十五期決算公告

平成三十年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部	七、四二〇、〇一三
資産の部計	七、四二〇、〇一三
負債及び正味財産の部	
負債の部計	五、九二三、六一〇
正味財産の部	一、四九六、四〇三
負債及び正味財産の部計	七、四二〇、〇一三

平成三十年五月十二日

東京都墨田区東向島六丁目三七番四号

一般社団法人アクティブケアアンドサポート　代表理事　小池　一歩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県亘理郡亘理町字南町二五番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉一番地の二東北大学亀岡宿舎一三号棟三三

被相続人　亡　阿部　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一六番二三号一番町スクエア六Ｆ―Ｇ仙台ともしび法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　英拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市南新町一丁目七番地一、最後の住所山形県酒田市東泉町二丁目七番地の三七

被相続人　亡　久村まき子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

山形県酒田市千石町一丁目八番一五号

相続財産管理人　新井野裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区芝四丁目五番地、最後の住所埼玉県さいたま市岩槻区並木一丁目二七番八九―一号

被相続人　亡　又村　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

さいたま市浦和区岸町七―一二―四　ニチモビル浦和四階　大倉浩法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金　英功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県各務原市川島松倉町七三四番地、最後の住所北海道上川郡新得町西三条北一丁目二番地

被相続人　亡　森　清久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

東京都中央区銀座七丁目一六番一四号銀座イーストビル七階銀座新明和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　眞弓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区南小岩五丁目三一五番地、最後の住所東京都江戸川区松江二丁目一八番一八―三〇四号ライオンズマンション松江親水公園

被相続人　亡　木村伸次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

事務所東京都千代田区平河町二丁目一六番六号ｊｅＶビル九階隼町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　髙橋　正樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市烏山八七〇番地、最後の住所東京都足立区東保木間一丁目一九番五号特別養護老人ホームはるかぜ

被相続人　亡　繁住　千代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月三十日

事務所東京都渋谷区渋谷三丁目六番四号プライア渋谷一六〇五号室隼総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岡本　好司

第13期決算公告

平成30年5月30日

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

エーティエフ・コーポレーション

日本における代表者　内山隆太郎

貸借対照表の要旨

（平成29年12月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	116,862
	資産合計	116,862
負債及び純資産の部	流動負債	88,600
	株主資本	28,262
	資本金	26,180
	利益剰余金	2,082
	（その他利益剰余金）	(2,082)
	負債・純資産合計	116,862

（注）当期純損失　870円